



豊新だより

第33号

経営体育成基盤整備事業 利根西部地区



改良区の概要 (令和6年5月31日現在)

組合員数	4,011人
受益面積	4,040ha
総代数	60名
理事数	15名
監事数	3名
職員数	15名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田5960

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 岡田金男

いあごやわい

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金男



新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。また、元日に発生した能登半島地震で被災されました方々には心よりお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

以前より続いております電気料や資材の高騰は、土地改良区の運営に影響をおよぼしています。組合員の皆様には水を大切に使う、節水等にご協力頂きます様お願い致します。

令和6年度の事業の実施状況ですが、県営早井東部1期地区は水路工事及び河内第9機場周りの附帯工事、県営早井東部2期地区は河内第1機場前の水路工事、県営利根西部1期工事は暗渠排水等の附帯工事、県営利根西部2期地区は荒整地工事と暗渠排水工事集落道路工事の附帯工事、県営利根西部3期地区は区画整理設計と土質調査、県営利根南部1期地区は仕上整地と機場工事及び暗渠排水設計、県営利根南部2期地区は荒整地工事を予定しております。また、老朽化の進んだ施設につきましては県単事業等で順次改修していく予定です。

今後も役職員一丸となつて業務運営に努めますので宜しくお願い致します。



いあごやわい

茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 阿部 幸浩



稲敷土地改良事務所の阿部でございます。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、農業を取り巻く情勢は、急激な人口減少に伴う国内市場の縮小や農業従事者の高齢化や担い手不足、農業水利施設の老朽化に加え、近年は自然災害の頻発化・激甚化、また国際情勢の変化による資材や燃料の高騰など一層厳しさを増しております。

このようななか、本県では、中長期的な視点に立った課題や

方向性を示す「茨城農業の将来ビジョン」を昨年5月に策定し、「儲かる農業」をスローガンに掲げ、意欲ある担い手が牽引する収益性の高い農業構造の実現に向けて、各種施策に取り組んでいるところでございます。

このため、これらを支える農業農村整備につきましては、水田では生産コスト削減のための大区画化や高収益作物導入に必要な排水改良を進めるとともに、畑地では高品質な青果物の安定生産に向けたかんがい施設などの整備を推進しています。また、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策を推進するとともに、地域ぐるみによる身近な水路等の保全活動も支援しております。

豊田新利根土地改良区管内の農業農村整備としましては、県営事業として、生産性向上に向けたほ場整備と併せ、地域を支える担い手への農地集積・集約化を図る「経営体育成基盤整備事業・利根西部地区や利根南部地区」、基幹的な用水施設を更

ところです。また、昨年度設置いただいたナガエツルノゲイトウの侵入防止フェンスを活用いただくとともに、県単土地改良事業による施設の補修・更新や多面的機能支払交付金を活用した地域活動も積極的に支援してまいります。

当事務所としましても、皆様のお力添えを頂きながら、計画的に農業農村整備事業を進め、稲敷管内の農業農村が今後も元気で活力あるものとなりますよう、取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と組合員皆様のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



いぶらひ

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 長洲 裕之



4月の定期異動によりまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました長洲でございます。どうぞよろしく願いたします。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、平素から本会の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、多大なるご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、度重なる豪雨災害が発生し、県内においても多くの農地や農業水利施設が甚大な被害を受けました。被災した方々には、心よりお見舞い申し上げます。近年の気象環境は、いつ大雨が降ってもおかしくない状況にあり、多く

の施設を抱える土地改良区にとつては、大きな課題でもあります。

また、猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザと同等の取り扱いに引き下げられ、ほぼ落ち着きを取り戻し、社会経済活動が正常に戻りつつありますが、引き続き、基本的な感染症対策に心がけ、組織運営並びに諸事業に当たって参りますので、ご理解とご協力をよろしく願いたします。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻や中東における軍事衝突など、国際情勢は依然先行き不透明な状況であり、肥料・飼料の価格上昇や電気料金高騰など農業生産を取り巻く環境が脅かされ、食料安全保障への懸念が高まっております。さらに、米価低迷はもろろんのこと、農業従事者の高齢化や担手の減少、荒廃農地の増大、農業用施設の老朽化、頻発する自然災害などにより、農地や農業用水等の維持管理に支障が生じること、営農の継続が困難になるなど、様々な課題に直面しております。

そのような中、国では、農政の憲法となる「食料・農業・農村基本法」について、食料安全保障

の抜本的な強化などを柱に位置付け、改正に向けて審議をしている状況であります。

国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和5年度補正予算と令和6年度当初予算を合わせて、6,240億円が確保されております。しかしながら、農業農村整備事業を計画的に実施する為には、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。

本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまのお力添えをいただき、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しく願ひ申し上げます。

さらには、男女平等の実現に向けた取組が進められ、土地改良の分野でも目標が掲げられているところであり、女性の活躍に向けた環境づくりを促進し、多様な人材の確保など、土地改良区の運営に対して支援して参りたいと考えております。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

令和六年度 通常総代会開催

令和六年三月二十二日通常総代会が開催されました。
総代五十名（定数六十名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實
総代が選出され、全十三号議案が原案どおり、可決されました。

令和六年度 通常総代会提出議案

第一号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区変更
事業計画について

第五号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区賦課
金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに
賦課徴収方法について

第二号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区事業
資金借入変更限度額及び借入先について

第六号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区役員
報酬について

第三号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区一般
会計収入支出補正予算（案）について

第七号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区事業
資金借入について

第四号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区事業
計画について

第八号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区地元
分担金の納付について

第九号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区一般
会計・特別会計収入支出予算（案）につ
いて

第十号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区一般
会計一時借入金について

第十一号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先
について

第十二号議案

豊田新利根土地改良区欠損処分につ
いて

第十三号議案

豊田新利根土地改良区定款規約の一部
変更について

令和6年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	375,028,967	1. 土地改良事業費支出	345,573,000
2. 附帯事業収入	2,064,000	2. 一般管理費支出	149,246,100
3. 基本財産運用収入	10,100	3. 土地改良事業負担金支出	156,888,000
4. 特定資産運用収入	6,520	4. 借入金返済支出	57,899,268
5. 補助金等収入	22,060,000	5. 支払利息	500,000
6. 交付金収入	69,750,000	6. 固定資産取得支出	7,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 出資金取得支出	1,000
8. 業務受託料収入	915,000	8. 差入保証金差入支出	1,000
9. 雑収入	25,626,611	9. 納付換地清算金支出	2,000
10. 借入金収入	166,361,000	10. 基本財産積立支出	1,011,100
11. 基本財産取崩収入	2,000	11. 特定資産積立支出	18,506,520
12. 特定資産取崩収入	69,620,100	12. 雑支出	1,100,000
13. 固定資産売却収入	5,000	13. 他会計繰出金	3,000,000
14. 出資金返還収入	1,000	14. 繰越金	0
15. 差入保証金回収収入	1,000	15. 予備費	21,721,340
16. 交付換地清算金収入	2,000		
17. 徴収換地清算金収入	2,000		
18. 他会計貸付金回収収入	30		
19. 他会計繰入金	3,000,000		
20. 繰越金	21,000,000		
合計	755,456,328	合計	755,456,328

令和6年度一般賦課金
8,700円／1,000m²

- ・ 経常賦課金
6,600円／1,000m²
- ・ 特別賦課金
2,100円／1,000m²

期別	賦課金	納期
1期	2,900円	5月31日
2期	2,900円	9月30日
3期	2,900円	12月2日

令和6年度 年賦償還金 1,000m²当

No.	地区名	賦課額	納期	最終年度
1	県営上根本	3,600円(用・排水) 1,000円(暗渠)	7月31日	令和18年度
2	県営利根北部	700円(償還金)	7月31日	令和23年度

令和6年度 特別会計賦課金 1,000m²当

No.	地区名	賦課額	納期
1	県営利根西部	1,100円(経常) 110円(償還金)	7月31日
2	県営利根南部	1,300円(経常) 40円(償還金)	7月31日

臨時総代会開催

令和五年十月二十五日臨時総代会が開催されました。総代四十二名（定数六十名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全七号議案が原案どおり、可決されました。

令和五年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

第五号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第二号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

第六号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区単事業収入支出予算(案)について

第三号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

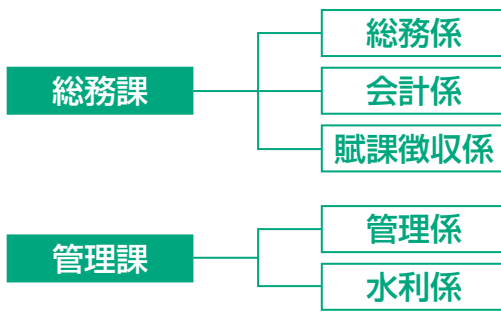
第七号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出補正予算(案)について

第四号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

豊田新利根土地改良区の事務局機構



本年度より上記の通り業務を行います。

退職
臨時職員
石山由美子さん
 (会計課賦課徴収係)
 令和四年九月採用

事務局人事



令和4年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	382,848,202	1. 土地改良事業費支出	297,083,352
2. 附帯事業収入	1,495,574	2. 一般管理費支出	114,264,566
3. 基本財産運用収入	9,867	3. 土地改良事業負担金支出	56,931,613
4. 特定資産運用収入	5,324	4. 借入金返済支出	120,932,410
5. 補助金等収入	89,643,000	5. 支払利息	0
6. 交付金収入	19,170,000	6. 固定資産取得支出	10,890,000
7. 寄付金収入	0	7. 出資金取得支出	0
8. 業務受託料収入	2,937,500	8. 差入保証金差入支出	3,445,200
9. 雑収入	6,489,588	9. 納付換地清算金支出	0
10. 借入金収入	56,222,000	10. 基本財産積立資産	1,000,000
11. 基本財産取崩収入	0	11. 特定資産積立支出	20,324,050
12. 特定資産取崩収入	50,000,000	12. 雑支出	1,430,770
13. 固定資産売却収入	0	13. 他会計貸付金貸付支出	3,000,000
14. 出資金返還収入	0	14. 繰越金	56,900,599
15. 差入保証金回収収入	3,445,200	15. 予備費	0
16. 交付換地清算金収入	0		
17. 徴収換地清算金収入	0		
18. 他会計貸付金回収収入	0		
19. 他会計繰入金	3,000,000	計	686,202,560
20. 繰越金	70,944,896	収支外支出	8,591
合計	686,211,151	合計	686,211,151

令和4年度 特別会計決算報告

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	残額
基幹水利施設管理事業	22,040,000	22,040,000	0

令和4年度 財産目録

(単位：円)

資 産	流動資産	111,068,399
	固定資産	5,334,325,154
	計	5,445,393,553
負 債	計	808,170,026

令和5年度 管内事業実施実況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
かんがい排水事業	県営早井東部	297,897	1期地区 用水路工 L = 416 m 附帯工一式 2期地区 河内第1機場 附帯工一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根西部	866,325	1期地区 区画整理 附帯工一式 2期地区 仕上整地 41.6ha、用水機場工2ヶ所、 ポンプ設備工2ヶ所、ゲート設備工2ヶ所、 パイプライン一式、測量試験費一式、 用地補償費一式、換地費一式 3期地区 測量試験費一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根南部	176,715	1期地区 整地工 28.6ha、道路工、排水路工、 用水機場設計一ヶ所、ポンプ設備設計、 パイプライン設計 2期地区 区画整理設計40ha、道路横断暗渠設計2ヶ所、 土壌調査、路線測量、換地費
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	29,770	十角・布鎌排水機場 維持管理業務委託
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	18,068	羽原谷津第3機場 水中ポンプ整備改修及び既設井戸清掃
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	7,709	長峰水中ポンプ3号 水中ポンプ整備改修及び既設井戸清掃
県単かんがい排水事業	半田地区	48,326	半田機場 除塵機整備工事 (前面搔上背面下ロータリーレーキ式) N = 1基
県単かんがい排水事業	上根本地区	5,060	塩沼機場 ポンプ設備整備工事 N = 2基

次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき
 以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を総務課まで届出下さい。
 また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出してください。
 ※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。
 ※4月1日付けで『賦課金通知書兼領収書』が発行されますので、3月末までに提出してください。
- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき
 以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。
 ☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ **通知することが義務付けられています。**
届出のない場合 は、土地改良区の **台帳は変更されません。**
 賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。
- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき
 上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



改良区窓口について

賦課金納付の対応時間について 平日 8:30 ~ 17:00 まで

※納付書の裏面記載の金融機関の窓口対応時間については各金融機関の窓口にお問い合わせ下さい。

延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第42条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

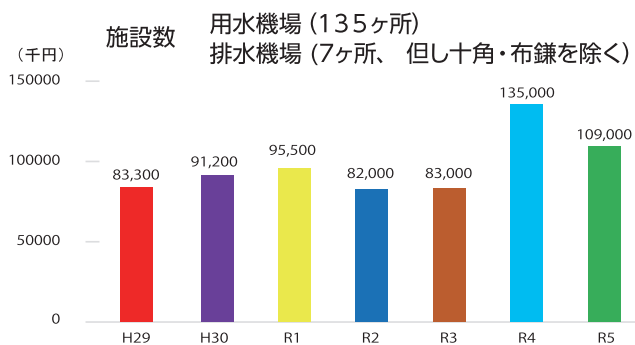
口座振替のおすすめ 安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 口座振替の方法は期別振替または全期を一括して振替があります。全期一括の場合には一般賦課金1・2・3期および事業に関する4期の賦課金が5月27日・28日（郵便局）に引落としいたします。期別の場合には1期が5月27日・28日（郵便局）、2期が9月27日・28日（郵便局）、3期が11月27日・28日（郵便局）、4期が7月27日・28日（郵便局）に引落としいたします。
 ※土日に関わる場合は翌営業日に変更されます。
- 全国の金融機関がご利用になれます。口座振替の申請に必要な「預金口座振替依頼書」は豊田新利根土地改良区にあります。改良区の窓口または、お電話にてお問合せ下さい。依頼書にご記入、通帳届印を押印していただき、下記の住所にお送り下さい。
 〒310-0804 茨城県水戸市白梅2-3-12
 (株) 筑波銀行 水戸集中センター 口座センター 口座振替担当者行
- 全国の郵便局がご利用になれます。口座振替の申請に必要な「自動払込利用申請書」は上記と同様にお求め下さい。該当の郵便局へ直接申請をお願い致します。
- 口座振替の申請の時期によっては、その期別が間に合わないことがあります。ご了承ください。

おねがい

●用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、平成29年度と比較すると概ね**1.3倍**の料金を支払いました。昨今の電気料金下落に伴い、低下傾向にあるものの、経常賦課金の約**40%**を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。**なお休電日につきましては、5月28日より7月5日までの毎週火・金曜日、7月10日から毎週水曜日、休ませていただきます。**



近年営農状況の変化に伴い、出穂期以降末端用水路及びパイプラインに用水量不足が頻発しております。こまめな水量調整にご協力ください。

なお、末端に用水量不足がみられたとき、用水が満たされている田については、水口及び給水栓を止めさせていただきます場合がございます。また、パイプラインの蛇口を改造している方は復旧してください。



●パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年、管内全域で蛇口の盗難について、数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



●水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。



豊かな農地を守るために ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物※) の侵入・定着を防ぎましょう

※外来生物法で指定された、生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

ナガエツルノゲイトウ (ヒユ科)

学名: *Alternanthera philoxeroides* 長柄蔓野鶏頭

- 南米原産の多年草 (国内の系統は種子をつけない)。
- 水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- 茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- 水陸両生なので、畦畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- 関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。



夏～秋に細い柄の先に球状の白い花をつける



↑ 茎断片から萌芽
根断片から再生→

～ナガエツルノゲイトウの侵入・定着防止と侵入した場合の対策～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域 (環境省ウェブサイトなどで紹介) では、農地に侵入・定着させないために、水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

もし農地やその周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら (具体的な防除・対策例)

- 水田内** ●侵入・定着しやすい給水栓まわりや畦畔際をよく見回り、見つけ次第防除します。ナガエツルノゲイトウは出芽期間が長いので、水稻栽培期間中では**効果のある除草剤2～3剤を体系で処理**します。除草剤はナガエツルノゲイトウに対して防除効果がある**ピラクロニル**や**フロルピラウキシフェンベンジル**を有効成分に含み、**ナガエツルノゲイトウ有効剤として実用化可能と判定された除草剤**を使用します。**まん延ほ場では、水稻刈跡後から降霜期までの茎葉処理型除草剤 (グリホサート含有剤など) の散布も効果的です。**除草剤は使用上の注意をよく読んで、登録内容に従って使用してください。
- 河川など取水源に定着している地区では、**給水栓口にネット袋等をとりつけ**、かんがい水経由でのナガエツルノゲイトウ断片の侵入を防止します※1。
 - 循環かんがい地区では、特に代かきや田植え時の落水時に**水尻にザル等を置いて**茎や根の断片の流出を防止します※1。
 - ナガエツルノゲイトウの侵入が確認されたほ場と未侵入ほ場でトラクターなどの農機を共用する場合は、未侵入ほ場の作業を先にしたり、**侵入ほ場での作業後は泥落としなどの農機洗浄を徹底**してください。
- ※1 回収したナガエツルノゲイトウは水気を切り、ゴミ袋に入れ固く口を結び、焼却処分してください (詳しくは関東地方環境事務所等にお問い合わせください)。



給水栓への収穫ネット取り付け例 代かき時に流出した断片

- 畦畔**
- 刈り払いによって断片が周辺農地に飛散するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤散布中心の管理を行います。**茎葉処理型除草剤の効果的な散布時期は9月以降～降霜期までの期間**です。
 - 畦畔際の農地や農道のナガエツルノゲイトウも除草剤 (茎葉処理型除草剤の秋散布など) を活用して防除します。

- 水路まわり**
- 除草剤が使用できないので、**遮光率100%の耐水シート (推奨規格: #7000) を敷設**します (遮光率が99%以下だと完全に枯死させることができません)。
 - シートで覆っても完全枯死には長い時間 (1年半から数年程度) かかるので、**耐久性のあるシート**を選んでください。

外来種駆除活動には農林水産省の**多面的機能支払交付金**などが利用できます。市町村の担当窓口にご相談ください。農林水産省ウェブサイトで「**ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル**」が公開されています。併せて参考にしてください。

(問い合わせ) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 お問い合わせフォーム
もしくは <https://www.naro.go.jp/inquiry/index.html>



多面的機能支払は地域の共同活動を支援します!

- ◆『多面的機能支払交付金』により地域の共同活動に対して交付金が支払われます
- ◆交付金は活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払



法面の草刈り 水路の泥上げ

② 資源向上支払(共同)



水路の補修 植栽活動

交付金額

10aあたり基本交付単価(1年間)

水田50haの活動範囲で①、②の両方に取り組む場合
最大で年270万円が交付されます

種別	①農地維持支払【必須】	②資源向上支払(共同)	①、②の両方に取り組む場合	③資源向上支払(長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。
 ※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。
 ※負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 **地元負担は発生しません**

問合せ先

- 豊田新利根土地改良区総務課(電話:0297-84-2226)
- 市町村土地改良関係課
- 茨城県県南農林事務所土地改良部門(電話:029-822-5045)



水難事故から子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



用水路やため池で遊ばないでね!

あぶない!

あつ!

キケン! はいるな!

水主ネット 豊田新利根

農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか?

農地を貸したい【出し手】
・規模縮小・経営転換・農地相続 でお困りの方


農地を貸すメリット

- 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- 貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 設定した地代は機構から確実に支払われます。
- 相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます。

農地を借りたい【受け手】
・規模拡大・新規参入をお考えの方

農地を借りるメリット

- 長期の借入期間により安定した営農が可能です。
- 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- 地代は機構にまとめて支払うことができ、機構が次の受け手を探します。
- 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。



貸付 貸付(転貸)

連携協力

市町村 農業委員会 JA 土地改良区

県・農林事務所 県農業会議

借受と転貸 茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 市街化区域以外の農地であること
- 貸借範囲が明確にできること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと

●貸借期間は原則10年以上ですが、出し手の希望等により10年未満でも利用権の設定は可能です。
 ●借り受けた農地が貸し付けできない場合、機構で管理する期間は最長1年間となります。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 (公益社団法人茨城県農林振興公社)
 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687 ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

各地域お問い合わせ先

- 県東農林事務所 所在 TEL.029-231-6560
- 県南農林事務所 所在 TEL.029-823-5633
- 県北農林事務所 所在 TEL.0294-33-8772
- 県西農林事務所 所在 TEL.0296-48-8225